社会福祉法人ライフ・タイム・福島

介護職員等特定処遇改善加算の導入事例

社会福祉法人ライフ・タイム・福島特別養護老人ホーム ロング・ライフ 施設長 久保田 尚子

## 法人の概要

設立:平成2年6月 所在地:福島市 拠点:3拠点(福島市松川町・福島市伏拝・福島市吉倉)



### (8事業所)

介護福祉施設サービス 短期入所生活介護 通所介護 訪問介護 定期巡回·随時対応型訪 問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防支援 ロング・ライフ 拠 点 (松川町)

フクチャンち 拠 点 (伏拝地区)

ライフ吉井田 拠 点 (吉倉地区)



## (3事業所)

認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護



### (4事業所)

看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 サービス付き高齢者向け住宅 配食サービス

# ◆基本理念◆

高齢者の 自立支援 安心・安全・ほほえみの介護

利用者主体性の サービス及び利 用者尊厳の介護

健全なる施設経営







◆職員数◆

法人全体 (135名)

介護職員(91名)

一般職員 (44名)

# 介護職員特定処遇改善計画

1 計画の概要

### 計画書作成区分

•法人単位一括申請

(指定権者…3)

(届出対象都道府県…1)

(事業所…10)

### 算定する加算の区分

•特定加算 Ⅰ (10事業所)

特定加算Ⅱ (無 )

### 現行の処遇改善加算の取得状況

•介護職員処遇改善加算 I

特定加算算定対象事業所	折 10事業所
・介護福祉施設サービス(2.7%)	・夜間対応型訪問介護(6.3%)
・短期入所生活介護(2.7%)	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(6.3%)
・訪問介護(6.3%)	・認知症対応型共同生活介護(3.1%)
・通所介護(1.2%)	・認知症対応型通所介護(3.1%)
・地域密着型通所介護(1.2%)	・看護小規模多機能型居宅介護(1.5%)

特定加算算定文	<b>寸象事業所</b>	職員数	113名
・介護職員	9 1 名		
・一般職員	2 2 名		

## 特定加算算定対象外事業所 5事業所 職員数22名

·一般職員 22名

## ② 取り組み ~配分方法検討までの流れ~

## ◎職員への周知

- ・特定処遇改善加算 の概要について職員 会議・責任者会議等 で数回にわたり周知
- ・算定要件や配分 ルールについても理 解を深める

- ◎ 算定加算の区分の確認
- ・事業所ごとの算定 要件の確認と特定加 算見込額を試算⇒特 定処遇改善手当額を イメージ

### ◎ 法人の考え

- ・10月から特定処 遇改善加算を算定
- ・法人で一括申請

介護職員の人材確保、 定着を図り、働きが いのある職場づくり

### 調査の実施

- ・働き方意向調査の 実施
- ・職員満足度調査の 実施

配分方法の検討

② 取り組み ~事業所の課題と特定加算への期待~

## 事業所の課題

人員にゆとりが ない 職員の質に バラツキ 夜勤・変則勤務 可能な職員が不足

## 法人が求める介護職員像

マネジメント能力 (経営的視点も 必要) コミニュケーショ ン能力 (人間関係 を円滑に調整) 前向きな姿勢(自 己研鑽・改善意 識)

## 法人のこれから



地域から必要とされ続ける法人でありたい



ご利用者さまへよりよいサービスの提供をし続けたい

## 特定加算に期待すること

働きがいのある 職場づくり モチベーション アップ 人材育成・定着、 管理者・リーダー 層の充実

法人全職員のために、有効に活用したい!

③ 取り組み ~算定要件等の確認~

## 確認



算定する加算区分



特定加算の見込額



賃金改善の見込額が月額平均8万円以上は可能か



賃金改善前の賃金 年額440万円以上となる者の人数 (介護職員・その他の職種)

A 経験・技能のある介護職員

B他の介護職員

Cその他の職種

全員を対象にしたい



## 3 取り組み ~賃金改善方法を考える~



賃金改善の見込額が月額平均8万円以上は可能か ⇒ 🗙



賃金改善前の賃金 年額440万円以上となる者 ⇒ あり ※賃金改善後の賃金 年額440万円以上となる者も必要 **7** 人以上 必要

### 2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2)

- ➤ 事業所において(特養と併設短期入所など)一体的に行っており、労務管理が同一と考えられる場合は、同一事業所とみなし算定可能 (問12)
- ▶ 兼務職員について、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」それぞれに区分する必要はなく、介護職員として区分することが可能 (問16)
- ➤ 「役職者を除く全産業平均賃金(440万円)」とは具体的な水準(役職者を除く全産業平均の賃金)であり、年額440万円の基準を満たしているか判断するに当たっては、役職者であるかどうかではなく、「経験・技能のある介護職員」に該当するかで判断 (問19)

## 3 取り組み ~グループの設定~



賃金改善後の賃金 年額440万円以上となる職員の設定が必要

## A:経験・技能のある介護職員

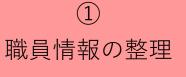
の設定

- ・介護福祉士資格 ?
- ・勤続年数 ?
- ・勤務制限の有無 ?

. . .

A B C 2 : 1 : 0.5







条件の決定



対象人数の把握

3



改善額の試算

4

## 3 取り組み ~グループの決定~

### 現行の介護職員処遇改善計画

#### 計画書作成区分

• 法人単位一括申請

#### 対象者

- 介護職員 (介護業務常勤換算)
- ・一般職員 (法人持ち出し)

#### 賃金改善内容

- 処遇改善手当
- · 基本給·役職手当·職務手当·資格手当·夜勤手当

#### 実施時期と金額(処遇改善手当)

- 毎月(介護職員24,000円 一般職員3,000円)
- ・賞与時2回(6月30,000円 12月50,000円)※賞与時は介護職員のみ



## 経験・技能のある介護職員

## 介護福祉士資格

- ・より専門性の高いケアの提供が可能
- ・特定Iの取得継続したい
- ・Bグループの介護職員に介護福祉士資格取得を 目指してほしい

### 勤続年数

・法人への貢献

### 勤務制限の有無

・マルチな職員を優遇(働き方意向調査から)

#### 3 取り組み ~配分対象と算定区分~

グループ

A:経験・技能のある介護職員

• 介護福祉士資格を有する介護職員 (兼務者も含める)

該当者:57名 区分:8(8)

B:他の介護職員

• A 以外の介護職員 (兼務者も含める)

該当者:34名 区分:4(3)

※区分の()は実際の該当区分数

C:その他の職種

A・B以外の職員 (賃金改善該当は生活相談員のみ)

該当者:20名 区分:8(1)

※対象外2名(440万円超)

算定区分

職 種 介護福祉士の 資格

当法人 勤続年数 資格取得後の 経験年数

介護福祉士 以外の資格

勤務の制限 (夜勤・異動・ 変則勤務)

介護

一般

あり

なし

10年 以上

10年 未満

5年 5年 未満 以上

あり

なし

制限 あり

なし

制限

## ③ 取り組み ~計画書の作成と周知~

### 賃金改善方法

• 処遇改善手当

### 実施時期

・実施時期:12月

但し、年度末に調整支給することもある

※来年度からは、年2回実施予定

### 特例の適用

・なし



職員への周知・計画書の提出

## 介護職員等特定処遇改善加算についてのお知らせ

#### 令和元年度 介護職員等特定処遇改善について

#### 【処遇改善手当】

●対象者 特定加算の算定事業所の職員

a:経験・技能のある介護職員…介護福祉士資格を持つ職員

b:他の介護職員 … a 以外の介護職員

c:その他の職種 …生活相談員

●金 額 a:平均100,000円

b:平均 40,000円

c:a・bの算定方法に準ずる

●算定基準

勤続年数・資格取得後の経験年数・勤務制限の有無等により区分を設け 算定する(但し、支給月を通して在籍している職員で、常勤換算・勤務月数により調整あり)

●支給日 令和元年12月に支給

尚、加算受給額により年度末に調整支給する場合もあります。

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 (R1.8)

### 苦労した点

- ・賃金改善後の賃金 年額440万円以上となる職員の設定を優先的に考える必要があるため、対象とする職員の改善額が決定した後に、全体の改善額を考える必要があった。
- ・各区分の賃金改善額を仮決定しても、2:1:0.5のルールに合わず、再検討を繰り返し行った。
- ・当初、C:その他の職種の職員へも賃金改善を検討していたが、法人内で算定対象外事業所の職員との格差が生じるため、賃金改善はできなかった。
- ・加算額が流動的(稼働率の変動・利用者の増減など)であるため年度末に調整改善も考えているが、再 度配分ルールに基づき金額決定・支給までの事務作業が・・

### 今後の課題事項

- ・介護職員とその他の職種との賃金格差が拡大
- ・法人内の異動(算定事業所内外)や、職種変更を伴う異動への影響
- ・同配分方法で実施していった場合、グループ内の人数の変化により改善額が減額となる可能性がある
- •キャリパスの見直しが必要…よりキャリアアップが図れる体制の構築が必要

